に代えて行う電磁的方法による当該特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。）をして」に改め、同号ロ中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に、「又はロ」を「若しくはロ、第四号ロ又は第六号ハ⑵若しくはニ」に改め、同号ハ中「同条第二十項」の下に「又は第二十六項」を加え、同項第二十八号イ中「を提出して」を「（イ及び第二十五条の十の九第五項において「特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」という。）の提出（当該特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。）をして」に改め、同項第三十号を同項第三十一号とし、同項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書（当該非課税口座開設届出書が同条第十一項の規定により同号に規定する提出をすることができないものに該当する場合のものに限る。）の同号に規定する提出をして開設された同条第十二項の規定により非課税口座に該当しないものとされる同項の口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は当該口座に保管の委託がされている上場株式等で、当該口座から当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定口座への振替の方法により当該上場株式等の全てを受け入れるもの

第二十五条の十の二第十五項中「。以下この項」の下に「及び第二十五条の十の九第五項」を加え、「を提出して」を「の提出（当該相続上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法による当該相続上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。以下この項において同じ。）をして」に、「相続上場株式等移管依頼書に当該」を「相続上場株式等移管依頼書（電磁的方法により提供された当該相続上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に当該」に改め、同条第十六項中「」とあるのは「相続上場株式等」を「を」とあるのは「相続上場株式等を」と、「特定口座内保管上場株式等の」とあるのは「相続上場株式等の」に改め、「及び次項」と」の下に「「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」とあるのは「相続上場株式等移管依頼書」と、「を提出して」とあるのは「の提出（当該相続上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法による当該相続上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）をして」と」を加え、「相続上場株式等移管依頼書に当該」を「相続上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この項及び次項において同じ。）に当該」に改め、同条第二十四項第一号中「及び第二十五条の十の四」を削る。

第二十五条の十の三第一項中「、又は」の下に「その者の」を加え、「次条第一項第一号」を「次条第一項」に改め、同条第五項中「提示又は」の下に「その者の」を加え、「当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の」を「その者の」に、「場合における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者を」を「ものを」に改める。

第二十五条の十の四第一項を次のように改める。

特定口座開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その提出後、その氏名、住所若しくは個人番号の変更をした場合又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合には、その者は、遅滞なく、当該特定口座開設届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長（第三項又は第二十五条の十の六の移管があつた場合には、これらの規定に規定する移管先の営業所の長。次項において同じ。）に、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書の提出（当該届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この項において同じ。）をしなければならない。この場合において、当該届出書の提出に当たつては、当該金融商品取引業者等の営業所の長にその者の前条第二項に規定する書類（その者の氏名又は住所の変更をした場合にあつては、当該書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。）を提示し、又はその者の署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該届出書に記載されている変更又は通知がされた氏名、住所又は個人番号が当該本人確認等書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名、住所又は個人番号と同一であることを確認し、かつ、当該届出書（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に当該確認をした旨及び当該本人確認等書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載し、又は記録しなければならない。

第二十五条の十の四第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「の届出書」の下に「（電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、「及び第二十五条の十の九第五項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「依頼する際」の下に「、当該移管前の営業所を経由して、当該移管先の営業所の長に」を加え、「を、当該移管前の営業所を経由して、当該移管先の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。）をしなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定口座開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その提出後、既に開設されている特定口座に新たに特定保管勘定（法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定する特定保管勘定をいう。以下この項において同じ。）若しくは特定信用取引等勘定（同条第三項第三号に規定する特定信用取引等勘定をいう。以下この項において同じ。）を設定しようとする場合又は特定口座に設けられている特定保管勘定若しくは特定信用取引等勘定を廃止しようとする場合（第二十五条の十の七第一項に規定する特定口座廃止届出書の同項に規定する提出をする場合を除く。）には、その者は、当該特定口座開設届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書の提出（当該届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。）をしなければならない。

第二十五条の十の五第一項中「第二十五条の十の七第一項に規定する特定口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「第二十五条の十の七第一項に規定する特定口座廃止届出書の同項に規定する提出をした」に改め、同条第二項中「設定する」を「開設する」に改め、同項第一号中「までに」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「第四項及び」を「以下この項及び第四項並びに」に、「を当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出する」を「の提出（当該特定口座継続適用届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座継続適用届出書に記載すべき事項の提供を含む。第四項において同じ。）をする」に改め、同条第四項中「を提出した」を「の提出をした」に、「の受理」を「（電磁的方法により提供された当該特定口座継続適用届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の受理」に改める。

第二十五条の十の七の見出しを「特定口座廃止届出書」に改め、同条第一項中「者は」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「この条から」を削り、「を、当該特定口座廃止届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座廃止届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下第二十五条の十の十一まで及び第二十五条の十の十三において同じ。）をしなければ」に改め、同条第三項中「法第三十七条の十一の六第三項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した」を「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出（法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をいう。以下この項において同じ。）をした」に、「提出後、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した」を「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出後、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をした」に、「を提出した場合」を「の提出をした場合」に、「を提出したもの」を「の提出をしたもの」に、「提出がされた」を「提出がされた」に改める。